

コンプライアンス(法令、規則等の遵守)への取り組み

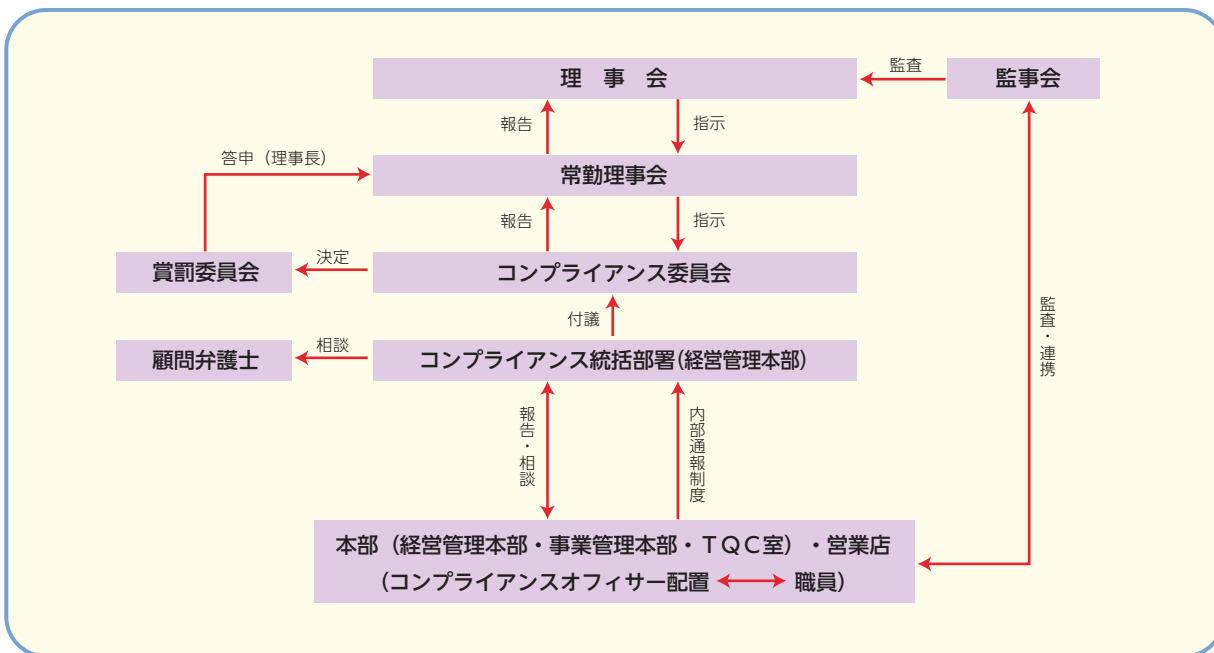
当組合は金融機関としての社会的な使命と公共性を自覚し、役職員一人ひとりが法令や諸規程、社会的なルールを厳正に遵守するよう徹底を図っております。

コンプライアンスに対する取り組みの基本方針

- ① 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任
- ② キメ細かい金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- ③ 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
- ④ 反社会的勢力の排除
- ⑤ 経営の積極的ディスクロース(情報開示)とコミュニケーションの充実

常勤理事会において、コンプライアンスについてのあり方をあらゆる角度から検討し、コンプライアンス態勢の確立を目指し、これを経営の最重要課題と位置付けております。また法務リスクを統括するため、コンプライアンス委員会を設置し、法務問題の一元管理・営業店指導を行うとともに各部店にコンプライアンス・オフィサー(法令遵守担当者)を任命し、統括部署と連携を図っております。

コンプライアンス体制図 (令和6年7月1日現在)



金融商品にかかる勧誘方針

当組合は『金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律』に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っております。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

コンプライアンス(法令、規則等の遵守)への取り組み

■ 保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。

(1) 保険契約者・被保険者になる方は下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等

a. 診断等給付金(一時金形式)	1保険事故につき100万円	
b. 診断等給付金(年金形式)	月額換算5万円	
c. 疾病入院給付金	5千円 【特定の疾病に限られる保険は1万円】	*合計1万円
d. 疾病手術等給付金	1保険事故につき20万円 【特定の疾病に限られる保険は40万円】	*合計40万円

- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へのご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

■ 「犯罪収益移転防止法」に基づいた対応について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お取引の際には、ご本人の確認を行うため所定の公的証明書の提示をお願いしております。多発している「二重電話詐欺」等の未然防止につながった例もございます。

お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

■ 「りょうしんホットライン」(お客さま電話相談窓口)

電話相談専用回線を設け、お客さまからのご意見・苦情などへの迅速な対応を心掛けております。

電話番号:  **0120-324892**

受付時間: 当組合営業日の午前9時～午後5時